

令和 6 年度伊那市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 6 年 4 月 1 日

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定める。

2 適用範囲

この方針は、市の全ての行政組織が発注する物品等とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次に掲げるもののうち、物品等の調達が可能なものとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型、B 型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設に限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）

イ 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

(ア) 障害者の雇用者数が 5 人以上

(イ) 障害者の割合が従業員の 20% 以上

(ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上

(3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達の対象品目等

障害者就労施設等から調達する物品等は、次に掲げるものとする。

(1) 物品

- ア 事務用品・書籍（事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍など）
- イ 食料品・飲料（パン、弁当、麺類、加工食品、菓子類、飲料、野菜、果物など）
- ウ 小物雑貨（布・織物製品、各種記念品、木工品など）
- エ その他 障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ア 印刷（ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷）
- イ クリーニング
- ウ 清掃・施設管理（清掃業務、除草作業、施設管理など）
- エ 情報処理・テープ起こし（データ入力・集計、テープ起こしなど）
- オ 封入・発送

5 調達目標額

令和6年度の調達目標額は、前年度の実績額を上回ることを目標とする。

6 調達方針

- (1) 障害者就労施設等の提供可能な物品等についての情報を組織全体で共有することに努める。
- (2) 障害者就労等施設からの物品等の調達を推進するため、全庁的な取組を推進する。物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。
また、物品等の調達を依頼する際には、履行期間及び発注量に配慮するよう努める。
- (3) 調達方針の推進に当たっては、シルバー人材センターや市内中小企業などの協力が得られるよう配慮する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市公式ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、市公式ホームページ等により公表する。

8 その他

- (1) 調達方針に関する担当部署は、保健福祉部社会福祉課とする。
- (2) 担当部署は、調達方針の策定及び見直し、調達実績の取りまとめ及び庁内の周知等に関する調整事務その他調達の目標を達成するため、調達状況の把握を行い、進行管理に努めるものとする。